

(別紙)

事連協発第号
平成26年6月16日

公共住宅事業者等連絡協議会
会 員 各 位

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落事故防止については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号）が平成21年3月2日に公布、同年6月1日から施行され、「手すり先行工法等に関するガイドライン」が定められたことにより、事連協発第499号（平成22年5月31日付）「公共住宅建設工事で設置する足場に関する設計図書上の取扱いについて」により、公共住宅建設工事で設置する足場に関して、特記仕様書に「手すり先行工法等に関するガイドライン」に対応した方式により行う旨を記載することを標準とするお願いをしてきたところです。

「公共住宅建設工事共通仕様書（平成25年度版）」においては、足場からの墜落事故防止のための措置が規定されていますが、引き続き公共住宅建設工事現場における安全性の確保を図る観点から、今後も下記のとおり設計図書（特記仕様書）に記載することを標準としますのでよろしくお願ひいたします。

また、『手すり先行工法等に関するガイドライン』第6 留意すべき事項に示されている事項について、確実に履行されるよう、請負者に働きかけをしていただくようお願いいたします。

なお、都道府県会員におかれましては、管内市町村へも周知をお願いします。

内容については、昨年も通知しておりますが、今年も引き続きよろしくお願ひいたします。

記

工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2に規定されている「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

以上

(連絡先)

公共住宅事業者等連絡協議会事務局

木下、福田、川村

TEL : 03-5211-0584 FAX : 03-5211-3169

E-mail : kawamura@cbl.or.jp